

既存住宅を改修した場合、一定の要件を満たすと固定資産税が減額される制度があります。対象となる方は、税務課固定資産税担当までご連絡ください。

	耐震改修住宅	バリアフリー改修住宅	省エネ改修住宅
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅	平成19年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅	平成20年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅（賃貸住宅は除く）
減額を受けるための要件	①平成18年1月1日～平成27年12月31日に改修工事が完了すること ②改修工事に要した費用が30万円以上であること ③固定資産税の納税義務者が、改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出すること ※申告書に、耐震基準適合住宅証明書を添付してください。	①平成19年4月1日～平成22年3月31日に改修工事が完了すること ②国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事のうち、いずれかが行われていること ア. 廊下などの拡幅 イ. 浴室・トイレの改良 ウ. 手すりの取り付けなど ③改修工事に要した費用の自己負担額が30万円以上であること ④高齢者、障害者などが、⑤の申告の時点で居住していること ⑤固定資産税の納税義務者が、改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出すること	①平成20年4月1日～平成22年3月31日に改修工事が完了すること ②次の改修工事(アを含めた工事を行うこと) ア. 窓の断熱(必須) イ. 天井等の断熱 ウ. 壁の断熱 エ. 床等の断熱 ③改修工事に要した費用が30万円以上であること ④固定資産税の納税義務者が、改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出すること ※申告書に、熱損失防止改修工事証明書を添付してください。
減額される額	対象住宅の固定資産税額の2分の1(120㎡に相当する額まで)	対象住宅の固定資産税額の3分の1(居住面積100㎡に相当する額まで)	対象住宅の固定資産税額の3分の1(居住面積120㎡に相当する額まで)
減額される期間	①平成18～21年の改修 ⇒工事完了の翌年度から3年度分 ②平成22～24年の改修 ⇒工事完了の翌年度から2年度分 ③平成25～27年の改修 ⇒工事完了の翌年度分	1年間(改修工事が完了した年の翌年度分に限る)	1年間(改修工事が完了した年の翌年度分に限る)
その他	バリアフリー改修・省エネ改修については、新築住宅の減額制度との併用適用はありません。		

母子家庭の方へ
医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

健康保険課 (内線524)

現在、母子家庭の方がお持ちの「医療費受給者証」は、有効期限が6月30日(火)までとなっております。更新手続きをしないまま受診すると、医療費の一部を支払うこととなりますので、必ず手続きをしてください。

■受付期間 6月1日(月)～15日(月)、8時30分～17時15分(土・日曜日は除く)
■受付場所 健康保険課、又は各地域事務所

■対象者 児童を監督、保護しており、所得税の納付義務のない方
■持参するもの
○健康保険証
○今お持ちの医療費受給者証
○平成20年分源泉徴収票(「コピー」又は、平成20年度確定申告書の写し、それ以外の方は平成21年度課税(所得)証明用同意書)
○申請書(事前に個人あてに送付します。)
○印鑑

乳幼児・母子家庭・重度心身障害者医療費助成制度について

次の条件に該当する方は、医療費の一部負担金の助成制度があります。助成を希望する方は、申請が必要になりますので、健康保険課までお問い合わせください。

【乳幼児の医療費助成制度】

就学前(6歳に達した日以降における最初の3月末日)までの方

【母子家庭の医療費助成制度】

20歳に満たない児童を扶養し

ている母子家庭、準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹、父母のいない児童。(※家庭主(母親)に所得税が課税されている場合は対象になりません。)

【重度心身障害者の医療費助成制度】

身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳判定Aの方、又は、身体障害者手帳3～6級の方で、かつ、療育手帳判定Bの方。

平成21年10月から
公的年金等に係る住民税の納付方法が変わります

税務課 (内線532)

地方税法の改正により、公的年金を受給している方で、これまで納付書や口座振替で納付していた年金所得に係る住民税が、公的年金から天引きされるようになります。

■対象となる方

平成21年4月1日現在で65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納付義務のある方

■対象とならない方

・老齢基礎年金等の給付の年額

が18万円未満の方
・受け取っている年金が障害年金、遺族年金のみの方
・介護保険料が年金から天引きされていない方

・その年度に納めていただく住民税額が老齢基礎年金等の給付の年額を超える方

※詳しくは、今回配布するパンフレットをご覧ください。

6月議会

傍聴してみませんか!

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

6月市議会定例会の日程

月	日	内 容
6	5(金)	本会議 所信表明・議案上程・提案理由の説明
	10(水)	本会議 1. 議案質疑・委員会付託 2. 請願・陳情委員会付託
	15(月)	本会議 一般質問
	16(火)	委員会 常任委員会(総務委員会)
	17(水)	委員会 常任委員会(民生文教委員会)
	18(木)	委員会 常任委員会(産業建設委員会)
	19(金)	委員会 常任委員会
	25(木)	本会議 1. 委員長報告(質疑・討論・表決) 2. その他

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)

伊予市総合計画建設事業検討委員会委員を募集します

行政改革・政策推進室（内線668）

市では、総合計画に定められた総合保健福祉センターや市庁舎などの建設に向け、公共施設の適正配置と整備について検討を行う準備を進めています。

これらの施設については、「伊予市総合計画建設事業検討委員会」を設置し、市民の皆さんの利便を図り、未永く愛されるよう、市民生活に配慮しながら、既存施設の有効利用を考慮した検討を行うこととしました。

この検討委員会では、市民ニーズを的確に把握し、その役割と施設の機能について検討を行うことから、公募による市民の委員を次のとおり募集します。

■応募資格

- ・市内に在住する20歳以上の方
- ・国又は地方公共団体の議員、職員でない方

■募集委員

- ・公募による市民 3人

■他の構成委員

- ・学識経験者等 7人

■任期 平成22年3月31日まで

行政評価の公開を始めます

市では、健全で開かれた行政経営を実現するため、行政評価を行ってまいります。行政が実施するさまざまな取り組みについて目的を明確にし、結果や効果の検証を行いながら、現状把握や課題認識を踏まえた今後の取り組みにつなげていく制度です。

6月から、インターネット上で前年度の事務事業に関する評価結果の公開を開始します。7月

からは、皆さんからのご意見をお寄せいただく「意見公募」が始まります。

※詳しくは、伊予市ホームページ
(<http://www.city.iyo.lg.jp>)をご覧ください。

※インターネットをご覧にならない方には、市役所と各地域事務所、7月から評価シートの閲覧を開始し、意見の受け付けを行います。

伊予市行政評価委員会委員が決まりました

広報いよし4月号で募集した「第二期伊予市行政評価委員会（外部評価委員）」の委員が次のとおり決定しました。

■公募による市民

- 大本國光さん(中村)
- 小西千鶴子さん(双海町上灘)

■学識経験者

- 妹尾克敏さん(松山大学法学部 長)
- 向井昌寿さん(南法律事務所 弁護士)

■市長が認めた者

- 門田眞一さん(下吾川)元伊予市総合計画策定審議会委員
- 高橋 敏さん(中山町中山)元伊予市・中山町・双海町合併協議会委員

今後、委員の皆さんには、市が行う施策や事務事業(行政活動)について、妥当性・有効性・効率性の観点から外部評価を行っていただき、市民参画型のまちづくりにご尽力いただきます。なお、任期は2か年です。

児童手当を受けている方へ 6月は『現況届』の提出月です

福祉課（内線539）

児童手当を受けている方は、6月1日(月)～30日(火)の期間に「現況届」を提出してください。

現況届が提出されていないと、受給資格があっても6月分から手当てが受けられなくなるので、届け忘れのないようご注意ください。

※現況届の提出についての案内文を福祉課から受給者に郵送します。

※平成21年1月2日以降に市内に転入した方は、平成21年1月1日現在に住所地のあった市町村で発行する「平成21年度所得証明書」が必要です。

戦没者等のご遺族の方へ 第9回特別弔慰金が支給されます

福祉課（内線526）

■対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が、平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。（※前回第8回特別弔慰金の受給対象者は、今回、対象となりません。）

①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

戦没者等と生計関係を有していた方のうち、平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方、又は、同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

④③以外の戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

※戦没者等と生計関係を有していない

方や戦没者等と生計関係を有していたが③に該当しない方

⑤①～④以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債

■請求期間 平成24年4月2日まで

※請求期間を過ぎると時効により権利が消滅しますので請求漏れにご注意ください。

■現況届受付日程

○本庁地区

受付日	受付時間	対象地区	受付場所
6/12 (金)	9:00～11:00	大平地区	大平地区公民館
	13:30～16:00	中村地区	中村地区公民館
6/15 (月)	9:00～11:00	上野地区	上野地区公民館
6/16 (火)	9:00～12:00	灘町・米湊・上吾川	伊予市市民会館 1階応接室
	13:30～16:00	湊町・下吾川	
6/17 (水)	9:00～12:00	全地区対象	
	13:30～16:00		

※上記の受付日に、年金加入証明書等の必要書類が整わない場合は、後日提出してください。なお、上記日程以外でも、随時、福祉課で受け付けます。

○中山・双海地区

各地域事務所総合窓口課で随時受け付けます。

■提出期限

6月30日(火)

= 6月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
市県民税 (第1期)	6月30日(火)	6月29日(月)

■問い合わせ 税務課収納担当
(内線548・549)

子育て応援特別手当の申請について

福祉課（内線538・539）

子育て応援特別手当の申請書（請求書）を、平成21年3月末に支給対象児童のいる世帯主に郵送してはいますが、この世帯主の抽出については、基準日（平成21年2月1日）における住民基本台帳の世帯構成データから行ったもので、別居する子どもがいる世帯については、本人からの申し出が必要になります。

日から平成17年4月1日生まれの子どもで、基準日に別居していた子どもがいる世帯主の方は、手当への支給対象となる場合がありますので、福祉課までご連絡ください。

また、現在申請をしていない方は、期限が平成21年10月6日までですので、お忘れのないよう早めにご提出ください。

計量器（はかり）の定期検査を行います

産業経済課（内線573）

商取引又は証明に「はかり」を使用している事業所の方は、2年に一度の定期検査を受ける必要があります。

下記のいずれの会場でも必ず受検してください。

■検査日時・場所

日 時		場 所
6月	15(月)	10:00～15:00 JAえひめ中央 中山農産物 選果場
	16(火)	10:00～15:00 ふたみ基幹集落 センター
	17(水)	10:00～12:00 下灘コミュニ ティセンター
		13:30～14:30 大平地区公民館
	18(木)	10:00～11:30 上野地区公民館
		13:00～15:00 中村地区公民館
19(金)	10:00～15:00 中央公民館	

伊予市松前町共立衛生組合の職員募集

■募集職種・人員 事務局職員1人

■受験資格

- ①昭和51年4月2日～昭和63年4月1日生まれの方
- ②日本国籍を有する方で、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

◎第1次試験

- ・日時 7月26日(日) 午前10時～
- ・場所 松前町役場
- ・試験 教養試験(大卒程度)、専門試験(行政)、職場適応性検査、事務適正検査

◎第2次試験

- ・日時・場所 第1次試験合格者に通知
- ・試験 作文試験、口述試験

■申込方法 松前町総務課職員係で申込用紙を受け取り、必要事項を記入し、写真2枚(パスポート申請用のものと同規格)を添えて提出してください。

■受付期間 6月1日(月)～26日(金)
(休日を除く執務時間)

■問い合わせ

松前町役場総務課職員係 ☎985-4113
伊予市松前町共立衛生組合事務局 ☎984-5602

ホフ ステッフ 消費者力

製品事故を防ぐためにはどのような点に注意すればよいのでしょうか。また、事故が起きた場合、どうすればよいのでしょうか。

◎身体に被害があればすぐ病院へ！

◎事故製品や現場の状況を保存しましょう。

※製造物責任(PL)法とは、製造物の欠陥により、生命・身体・他の財産に被害を被ったとき、製造業者に対して、損害賠償を求めることができる法律です。

《アドバイス》

- ①購入時は、デザイン・機能・価格だけでなく、安全性についても十分確認を！
- ②消費者の誤った使用方法が原因の場合もあります。「注意」「警告」等の表示や説明書をしっかり読みましょう。過信は禁物！
- ③長持ちしていても、品質は経年劣化しています。点検・修理をまめにしましょう。

◎消費生活についてお困りのときは
消費者相談窓口(産業経済課内)
☎982-1111(内線573)

国民年金保険料の納付は「口座振替」・「クレジットカード」がおすすめです

健康保険課（内線547）

納め忘れの防止や、金融機関に行く手間と時間が省けて便利な「口座振替・クレジットカード納付」のご利用をおすすめします。

また、割引のある前納制度とあわせて利用できます。なお、過去の未払い分については利用できませんのでご了承ください。

口座振替の申込方法

「年金手帳又は納付書」、「通帳」、「通帳の届出印」を持参のうえ、金融機関又は松山西社会保険事務所でお申し込みください。

クレジットカード納付

事前に申込用紙を社会保険事務所に提出し、申し込みに応じて保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員に請求する方法です。

「年金手帳又は納付書」、「クレジットカード」を持参のうえ、松山西社会保険事務所でお申し込みください。

○クレジットカードでの納付方法

毎月納付	毎月の保険料を当月末に立替払い
半年分納付(前納)	4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替払い。(半年分を現金で前納する場合と同じ割引額となります。)

■質問・問い合わせ

「ねんきん特別便専用ダイヤル」
☎0570-0581555

(IP電話・PHSからは、☎03-6700-1144)

・受付時間

(月～金曜日) 9時～20時
(第2土曜日) 9時～17時

一般の年金相談は

☎0570-051165

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く。)は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
6	6(土)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	7(日)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	13(土)	未来設備	尾 崎 983-5282
	14(日)	功栄設備	中 村 982-5888
	20(土)	(有)升田金物店	出 淵 967-0067
	21(日)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	27(土)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	28(日)	友澤設備	大 平 982-1381
7	4(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	5(日)	(有)田中興業	中 山 967-0558

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

= 市内の交通事故状況 =

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
発 生	25件	74件	+ 23件
死 者	0人	1人	- 2人
傷 者	30人	100人	+ 41人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
侵 入 盗	8件	12件	- 15件
自 動 車 盗	1件	2件	+ 2件
オートバイ盗	2件	4件	- 2件
自 転 車 盗	1件	19件	+ 8件
車上ねらい	4件	10件	- 7件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
安全は意識と知識と心掛け

伊予消防署 ☎ 982-10657

『危険物安全週間』
6月7日(日)～13日(土)



「危険物安全週間」とは、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するため、毎年6月の第2週に実施されています。

現在、危険物は石油製品をはじめとじて、私たちのあらゆる生活分野に浸透していますが、ひとたび取扱方法を誤れば、火災・爆発等の災害を引き起こす危険性を持っています。

今春からETC利用による高速道路料金の値下げが始まり、休日にも車で移動することが多くなっています。それに伴いガソリンスタンドを利用する機会も増えてきています。セルフスタ

ンドは従来と比べて燃料価格が安く、施設も増えて利用しやすくなっています。しかし、手軽に利用できる反面、危険物を扱っているという意識が薄くなっているませんか？特にガソリンは、タバコの火や静電気の火花など、小さな火さえあれば爆発的に燃焼する、極めて火災危険性の高い物質です。

この週間に機に、セルフスタンドでの注意事項をもう一度確認しておきましょう。

【セルフスタンドでの注意事項】

- スタンド内は火気厳禁(車内で喫煙も×)
- 給油前に必ずエンジンをきる
- 給油作業前に給油機についている静電気除去装置に触れる
- 給油作業はこぼさないよう丁寧に行う
- 給油口に子どもを近づけない



**消防士が付けている
バッジ(階級章)**



皆さんは、消防士が着ている服の右胸にバッジが付いているのを知っていますか？このバッジは「階級章」というもので、

その人の階級を表しています。では、なぜ階級章が必要なのでしょう？消防は、隊での行動が基本となるため、現場活動などをする時に指揮や命令をする人が必要になります。そんな時に、誰がどのような立場の人なのか分かるようにするために階級章を付けています。

この階級章は、黒帯の割合や星の数で見分けることができ、黒帯の割合が少なく、星の数が多くなるほど上位の階級になります。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(4月末日現在)

種別	4月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	0	1	3	2	1
	2			6		
				双海		
救急出場 件数	107	19	17	458	66	75
	143			599		
				双海		

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

1秒に救われる、命があります。

救急車は
ほんとうに
必要な時に